

宗教団体の経済活動と法的基盤

阿部美哉



背景

わが国における宗教団体の経済活動は、宗教団体が法的な責任をとることのできる法制が整備されることによって、成立している。近代的な法制の整備過程において、宗教団体の法的な地位が今日のような形で整えられるまでには、長い、糾余曲折の背景があった。

一八九九（明治三十二）年に民法が制定されたが、その際には、宗教にかかる法人については、別途に宗教を法人化するための法制の整備を予定して、これを除外し⁽¹⁾。

たが、この案は議会に提出されなかった。大政翼賛体制が推進された一九三九（昭和十四）年にいたって、翌年の内務省における国家神道行政の中枢機関としての神祇院官制と並行して、ようやく「宗教団体法」が成立了。この法律によつて、寺院、教会、宗派、教派、教団などを法人として認可する法的な基礎ができたのである⁽²⁾。

一方、神社神道に関しては、明治初年における神道国教化政策の失敗以後においても、政府は一貫して天皇につながる神道を宗教に超然として特立する國の祭祀となし、神社神道の神社は國の營造物法人であると解説していた。すなわち、國家神道が確立せられて、國家神道のもとにおいて、神社は、私的な法人ではなく、公的な國の機関だとされていたのである⁽²⁾。

戦前のわが国の仏教その他の宗教団体と神社神道との法的な地位は、したがつて、私的な教派、神道、仏教、キリスト教等の宗教の法人と公的な祭祀を行う神社神道の公的な營造物としての法人とに二分する構造になつていた。さらに宗教団体についていえば、宗教団体法は、

教派、宗派、教団、寺院、教会の五種類からなる宗教団体と宗教結社とに適用される法律であったが、神道教派十三派、仏教宗派五十六派、新教・旧教のキリスト教団、仏教寺院および教派神道ならびにキリスト教の教会は宗教団体として公認し、税の不課減免、差押え禁止などの特典を与えた。しかし「その他の宗教」とされた新興宗教は宗教結社として差別し、後者については、実質的には類似宗教時代の警察の取締り体制を宗教行政による取締りへと引き継ぐ根拠としたのである。

このような制度が一変して、今日の宗教法制の基礎が成立したのは、わが国が第二次世界大戦に敗北して、連合国軍による占領を受け入れ、占領下において、大変革が行われた結果である。一九四五（昭和二十）年八月十五日の無条件降伏を受けて、同年九月から連合国軍による日本占領が始まった。連合国軍最高司令官ダグラス・マッカーサーは、ただちに大日本帝国陸海軍を武装解除し、日本の膨張主義と好戦主義を経済的に支えた財閥を解体し、軍国主義と超国家主義のイデオロギーを供給した國体のカルトないし國家神道体制の撲滅を図つ

た。そして、政府は、ただちにこれを整備するために、「宗教法」案を帝国議会に提出したのである。しかるに、

この法案に対しては、主に仏教界から、従来の仏教の特段の地位に配慮することなく、キリスト教と同列に置かることを主たる反対理由として、猛烈な反対運動が繰り広げられた。そのため、この法案は、ついに成立しなかつた。政府は、一九二七（昭和二）年にも、「宗教法」案を国会に提出したが、これも審議未了で廃案になつてしまつた。そして一九二九（昭和四）年には、政府は、名称を「宗教団体法」案と変えて、草案の起草を開始し

た。その一方で、平和主義と民主主義に向けて、日本人を洗脳する政策が推進された。⁽³⁾

このような占領政策が実施される中で、マッカーサーは、一九四五（昭和二十）年十月四日に『人権指令』を発令し、この指令によつて、政治犯の釈放や治安維持法その他の戦前の全体主義的、圧政的な法律とともに、宗教団体法の廃止を命令した。さらに、この指令に続いて、一九四五（昭和二十）年十一月十五日には、総司令部から、国家による神道の推進、支援、神社への公的援助や神祇院の廃止を含む、軍国主義と超國家主義のイデオロギーを国家神道の形態において実施することを禁止し、政府および教育と宗教の徹底分離を命令した『神道指令』が発令された。さらに、総司令部は、一九四六（昭和二十二）年一月一日の、いわゆる『天皇の人間宣言』⁽⁴⁾が宣布されるように、圧力をかけたのである。

占領軍は、日本占領にあたっては、間接統治の形をとつたのであり、日本国政府の組織は保存され、神社を所轄した神祇院は廃止せしめられたが、宗教団体を所轄した文部省の宗務課は存置せしめられた。文部省宗務課は、

れ、その土台の上に法律制度が定められて、今日のわが国の宗教団体の法的地位が確立したのである。

宗教法人令は、準則主義をとつていた。すなわち、宗教法人は、公益を目的とする理由により國から税の減免などの保護特典をえていたにも拘らず、規則を作成し、成立の登記をすれば、主務官庁の許可も認可も必要とすることなく、成立した。そのため、教義や組織の点でいかがわしい団体までが、宗教法人となり、濫用、悪用の弊害が目立つようになつた。また、占領も終わりに近づいてくると、法律としての形式上の問題が起きてきた。すなわち、この勅令は、占領の終結とともに効力を失効すべき性格のポツダム勅令であるから、民法第三十三条「法人ハ本法其他ノ法律ノ規定ニ依ルニ非サレバ成立スルコトヲ得ス」によつて、占領の終了の前に他の法律を制定することが必要だと考えられた。かくして、文部省では、一九四九（昭和二十四）年の秋頃から、具体案の作成にとりかかり、占領軍総司令部との折衝を重ね、宗教界の意見の聴取や法制意見局の審査などの手続きに慎重を期して、一九五一（昭和二十六）年四月三日に『宗教

秩序維持のために、宗教団体および神社の法人格を維持することが不可欠であると主張し、占領軍総司令部の同意を得て、そのための法的措置を進めた。かくして、人権指令により法人としての根拠を失つた教派神道、仏教、キリスト教などの宗教団体および神道指令によって國の營造物法人としての根拠を失つた神社に法人格を与えるとともに、「その他の宗教」にも、宗教団体として差別されることなく、また政府において評価することなく、切換えもしくは届出でによって法人格を与えるための根拠法源として、急遽勅令として制定されたものが、一九四五（昭和二十）年十一月二十八日の『宗教法人令』であり、一九四六（昭和二十二）年一月一日の寺院、教会と並べて神社をも対象とするための同令の改正であった。この勅令により、神道、仏教、キリスト教および諸教の神社、寺院、教会、宗派、教派、教団が同列の宗教法人として法人格を取得する制度が成立した。占領軍によって、國家神道が廃止せしめられ、宗教団体法の廃止が命じられて、その代わりに信教の自由と宗教分離を基本原則とする憲法およびこれらの原則を実現するための改革が行われる。占領軍は、日本占領にあたっては、間接統治の形をとつたのであり、日本国政府の組織は保存され、神社を所轄した神祇院は廃止せしめられたが、宗教団体を所轄した文部省の宗務課は存置せしめられた。文部省宗務課は、

法人法』の成立を見るにいたつた。⁽⁵⁾

宗教法人法の目的を、天野貞祐文部大臣は、国会での提案説明において、「宗教団体に法人格を与え、宗教法人が自由で、かつ自主的な活動をするための物的基礎を獲得させることができます。これがためには、あくまでも信教の自由と宗教分離の原則を、基本としなければならない」と考へます。それとともに、宗教法人の責任を明確にし、かつその公共性に配慮を払うこともまた忘れてはならないのであります」と述べていった。⁽⁶⁾

本稿は、現代におけるわが国の宗教団体の法人格とその経済活動の基盤を解明することを目的とする。そのため、以下、わが国における法人の類型とその中の宗教法人の位置づけ、公益法人としての宗教法人、および宗教本来の公益性について、議論を展開する。

わが国における法人の類型と宗教法人

法人とは、自然人でなくて、法人格を認められたものである。法人は、社会的、経済的観点からみて、実態を備えた者でなければならず、民法その他の法律の規定に

よるのでなければ成立できない。法人は、自己の名において権利を取得し、義務を負担するほか、自己の名において登記できる。そして、法人の財産や債務は、構成員や管理者の財産や債務とは直接の関係を持たない、自然人でない存在を権利義務の統一的な帰属点たらしめる技術である。⁽⁷⁾

わが国では、民法により、公益法人および営利法人の設立が認められている。その他に、同業者または同一の社会的地位にある者の共通の利益の増進を目的とする団体があり、これらは、特別法がなければ法人になることはできないので、権利能力のない社団となるにとどまるが、これらの団体のうち特別法によって法人となることを認められたものが、中間法人には、中小企業、農業、水産業、消費生活の協同組合、労働組合、相互会社、証券および商品の取引所などがある。

わが国の法人を、「法人税法」第一条を手懸かりとして分類すると、五つの類型になる。第一は、法人税法別表第一に掲げる法人、すなわち國又は地方公共団体の特殊な公益目的を実施するために特殊な法律によって成立

している「公共法人」、第二は、法人税法別表第二に掲げる法人、すなわち民法第三四条による財團法人および社団法人ならびにその他の法律によって設立された「公益法人」、第三は、法人税法別表第三に掲げる法人、すなわち労働組合、農業組合その他の「協同組合」、第四は、法人でない社団または財團で代表者または管理人の定めのあるもの、すなわち「権利能力のない社団および財團」および、第五は、上記第四を含まず、第一から三までに該当しない法人、すなわち民法第三五条による収益を目的として設立された「普通法人」である。

公共法人の例としては、農林中央金庫、国際協力事業団、国際交流基金、日本開発銀行、日本輸出入銀行、日本道路公団、日本放送協会、放送大学学園、日本貿易振興会、日本学術振興会などを挙げることができる。これらの法人は、高度の公共性を有するものとして、法人税法第四条第三項により、納稅義務者の範疇から、人的に除外されている。

公益法人には、民法による財團法人および社団法人が約一万法人あり、さらに宗教法人、学校法人、社会福祉

法人などが含まれる。これらの法人および人格のない社団等については、法人税法第四条第一項後段により、収益事業を営む場合に限って納稅義務者となることが定められている。すなわち、公益法人は、納稅義務の物的除外を受けている。⁽⁸⁾

上記以外の内國法人、すなわち普通法人および協同組合は、法人税法第四条第一項前段により、法人税を納入する義務がある。普通法人の概数は、約百二十万法人、協同組合等が約五万法人である。

宗教法人は、民法第三四条をうけて、宗教団体が法人格を得ることを目的として制定された宗教法人法によつて設立されている、公益法人である。現在、民法による財團法人、社団法人およびその他の法律によつて設立されている公益法人の総数は、全国で、約二十四万二千法人であるが、そのうち四分の三にあたる約十八万三千法人が宗教法人なのである。ちなみに、医院が十七万軒強、酒小売商が十七万軒強、たばこ屋が約二十六万軒であるから、宗教法人、すなわち神社、寺院、教会の全国配置は、医院、酒屋、たばこ屋と同じ程度の分布を示す、

身近な存在であることになる。

わが国の憲法は、政教分離主義を採用しており、第二〇条第一項後段において、「いかなる宗教団体も、國から特權を受け、又は政治上の権力を行使してはならない」とし、第八九条において、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に屬さない慈善若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」と定めて、国が宗教団体に公的な資金を供与し、もしくはいかなる形においても宗教、慈善、博愛の事業に関与することを禁止している。

しかし、宗教法人は、公益法人として、課税上の特典を受けている。宗教法人は、法人税法第七条の「内國法人である公益法人等又は人格のない社団等の各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得及び積算所得については……法人税を課さない」との規定により、宗教活動によって生じた所得など非収益事業から生じた所得については納稅の義務を負わないのであり、僅かに収益事業から生じた所得についてのみ納稅の義務を

負う。

しかも、普通法人および人格のない社団等に対する法人税の額は、法人税法第六六条第一項により、所得の三七・五%であるが、公益法人等の協同組合等に対する法人税の額は、同条第三項により、所得の二七・〇%である。公益法人等には、収益事業から生じた所得に対しても課税するという考え方は、地方税である道府県民税及び事業税（地方税法第七一条の五）についても採用されている。

また、収益事業から生じた所得については、法人税法第三条第四項により、当該宗教法人がその収益事業に属する資産を当該宗教法人の非収益事業のために支出した場合には、当該支出は、当該収益事業の所得の計算上、寄付金として扱われ、所得の計算上損金として処理され、収益事業の所得を縮小することができる。さらに、宗教法人は、所得税法第一一条第一項により、利子、配当等には所得税を課されないし登録免許税、不動産所得税、固定資産税、都市計画税などにおいても恩典を受けてい

る。

これらの宗教法人の税法上の特典については、不公平であるという声が、少なからず聞かれる。近年とみにその声が大きくなつたのは、宗教法人が無税で集めた「お布施」「会費」などを原資として大規模な財テクや土地売買に走つていると報じられるからであろう。また、一九八八年一月、浦和市のある宗教法人が「お供物」として健康食品を販売し、五年間で十二億円の申告漏れを指摘され、大々的に報じられたことも、一部の宗教法人が税逃れの隠れ蓑に使われているのではないかという不信感を広げている。宗教法人が非課税の特典を受けるのは、その公益法人としての「公益性」にあるが、学校法人、社会福祉法人の活動の公益性と宗教法人の活動の公益性とを同一に論じるべきではないのではないか、という疑問も投げかけられている。この問題と関連して、宗教法人が非課税の特典を受けることは、憲法第八九条や憲法第一四条および第二〇条第一項との関係において憲法に違反するのではないか、という問題提起をしている人々もいる。さらには、宗教法人の本来の活動による所得に

ついて法人税が課税されないために、宗教法人の事業内容についての申告がなく、そのため、資金の流れを把握することを困難にしており、宗教法人に關係する者の所得税の把握が不十分になる、と批判する向きもある。⁽⁹⁾ 宗教法人が税制上の優遇を受けていることは、税制上の不公平をもたらしているのではないかという疑問は、ついに政治の場でとりあげられるにいたつた。一九八八年（昭和六十三）年の春の国会において、この疑惑が強く表明されたのである。すなわち、三月十八日の参議院予算委員会において、野末陳平議員が質問に立ち、宗教法人の税制上の優遇について答弁を求めたのに対し、大蔵省主税局長から、境内建物及び境内地の非課税などについて回答が行われた。野末議員は、収益事業の範囲の検討と宗教法人の収益事業配当課税の非課税等、また自治省税務局長から、境内建物からの収益に対する税率の引き上げを提案し、大蔵大臣は前向き的回答を行つた。⁽¹⁰⁾

また三月二十六日の参議院予算委員会において、秋山

啓議員が質問を行い、文部次長から、財團法人および社団法人は收支報告を監督官庁に提出しなければならないが、收支報告を監督官庁に届け出なくてよい法人に宗教法人と学校法人があることが回答された。また、国税庁次長からは、一八万三千の宗教法人のうち源泉徴収義務のある宗教法人は三万九千九百八十八法人であり、直近の昭和六十一年度に三千六百七十一件について税務調査指導を行つた結果、非違のあった件数は二千八百八十件、非違割合は七八・五%，追徴税額三十億円、収益事業については四百二十三件について調査を行い、非違件数は三百九十五件、非違割合は九三・四%，申告漏れ所得は十四億円であった、との回答があつた。⁽¹¹⁾

宗教法人の課税漏れの原資は何か。課税漏れ給与の資金源は、国税庁次長の回答によると、最大のものはお布施收入で、四番目は墓地の永代使用料收入であった。また、使途については、一番大きなものが預貯金で二十九億円程度、六五・六%，生活費として費消しているとい

うのが九億円程度、二二・八%、三番目は使用人などに對する簿外給与、四番目は住職などの遊興費であった、⁽¹²⁾といふ。

このような流れの中で、一九八八（昭和六十三）年三月三十日には、文化庁次長から各都道府県知事にあて、「宗教法人に関する認証事務などの取扱いについて」の通達が出された。この通達は、設立の認証にあたって現地確認など十分審査をすること、事務所の移転の規則変更は実態の継続性が伴わない場合には認証しないこと、収益事業を行っている場合は規則に記載させること、不活動宗教法人については解散についての指導を行うことなどを求めていた。⁽¹³⁾

宗教法人の税制上の特典に対する批判が著しく強くなつた理由として、税制に対する不公平感があることは否定できないとしても、宗教法人が税制上の特典を濫用しているとの報道を煽つたのは、清水雅人の観測によれば、税制不足に悩んだ課税当局の作戦によるところが大きい。たとえば、一九八八（昭和六十三）年十月七日付けの各紙は、国税庁が昭和六十二事務年度（昭和六十一年）の各紙は、国税庁が昭和六十二事務年度（昭和六十一年）

七月（六十三年六月）の公益法人税務調査結果をいつせいに報じた。これを報道するにあたって、たとえば典型的な『朝日新聞』は、一面トップで、「九七八法人を税務調査／九割が所得『まかし／総額九〇億円／宗教関係が特に悪質』と見出しをつけ、社会面でも、「公益法人調査／宗教法人税逃れ悪質化／土地転売／お布施の『まかし／精を出すビジネス』と揶揄していた。このキャンペーングの背景となる宗教法人に対する課税強化の姿勢が見られるようになつた初めは、清水によれば、国债の累積発行残高が百七兆円に達し、国家財政が破綻に瀕した一九八三（昭和五十八）年あたりからである。⁽¹⁴⁾

公益法人、ことに宗教法人が不公平税制の最大の受益者であるかの「とき印象を与えたこの報道には、いくつかの問題がある。第一に、この調査は、宗教法人に関していえば、十八万三千法人のうち怪しいにらんだ五百三十三件が更正決定を受け、そのうち不正計算のあった件数は五十六件（一一・%にあたる）であったのである。なお総額九十億円のうち宗教法人の申告漏れは、二十八

億円であった。ところがこのキャンペーンが行われた一九八八年には、十一月五日の『日本経済新聞』が報道しているように、「農家の申告漏れ最悪、七五八億円、一戸平均二四八万円／六一年分」という状況があり、農家の申告漏れは、宗教法人の三十億円の申告漏れの三十倍に近かつたのであるが、その記事の扱いは、きわめて小さかつた。また、一九八八年六月まで的一年間に、全国の大企業二万五千社が申告した法人所得は、二十八兆円で、申告に疑問のある五千一社を税務調査したところ、九七・二%にのぼる四千八百六十八社から四千六百十二億円の申告漏れが見つかり、そのうち不正な経理操作を行つて脱税をしていた企業は千三十一社で、所得隠し額は四百二億円であった。すなわち、同年の大企業の申告漏れ額は、宗教法人の百六十五倍に相当していた。これらの事実を見れば、税制上の特典の濫用に関する新聞報道が宗教法人をターゲットにしたことが、あまりにもバランスを欠いていたことが明らかである。⁽¹⁵⁾

最近の不公平税制の是正の動きの中での宗教法人への課税強化は、所得のほとんどが把握され、源泉徴収され

ていて不満を募らせているサラリーマンの税の不公平感に対するスケープゴートつくりというにとどまらず、国の制度の運用が宗教の伝統を浸食していくことを象徴的にするべき」という性格を示している。宗教法人法のもとでは、宗教法人の代表役員である住職ないし僧侶は、宗教法人から給与を受けるサラリーマンという形式になる。さきに見たように、課税申告漏れの大半は、お布施であり、ついで経費の付け込み、葬儀収入、墓地の永代使用料であった。このことは、申告漏れとされた収入が、経費の付け込みを除けば、いずれも宗教活動による収入であり、本来課税対象であつてはならないものである。それらが、宗教法人に納入されずに、僧侶によつて費消されたために、申告漏れと認定されたのである。しかし、元来伝統的な慣習によれば、お布施や葬儀収入、墓地の永代使用料は、信者から、宗教的信仰に基づいて、僧侶に対して供養される金品である。問題は、お布施とか戒名料といった伝統宗教の慣習を無視して、これらを法人収入に計上する仕組みにしたことから発生している。

教法人との関係にとどまらず、宗教法人のあり方そのものを見直すことを要求する。以下次節においては、公益法人としての宗教法人の本質、さらには宗教の公益性について、より根本的に見直してみたい。

公益法人としての宗教法人

公益法人とは、祭祀、宗教、慈善、学術、芸術その他の公益（社会一般人の利益）を目的とし、かつ営利を目的としない法人であつて、社団法人および財團法人の二種類がある。公益法人のうち主要なもので、しかも必ずしも社団法人もしくは財團法人とは言い切れない、宗教法人、学校法人、社会福祉法人などについては、特別法が設けられている。公益法人は、税法その他の保護を受けるので、その設立には原則として許可主義がとられているが、宗教法人に関しては、許可主義ではなく、認証主義がとられている。

日本国憲法は、周知の通り、国家と宗教の関係については分離主義の立場をとっている。しかし、歴史上、また世界各国においては、そうでない国家と宗教の関係もあるが、宗教法人に関しては、許可主義ではなく、認証主義がとられている。

は私事とみなされ、宗教団体は私的な集団として自治を認められるのが普通であつて、宗教は原則として公共的存在とはみなされない。

第三の類型は、折衷主義である。国家が、歴史的に伝統があり、多数派でもある宗教・宗派に対して、特定の宗教・宗派の信仰の保護というよりは、その社会的役割ないし公共性を認知して、何らかの特権を認めるとともに、特別の義務を課すやり方である。たとえば、ドイツには、教会税（Kirchensteuer）の歴史がある。これは、所得税の附加税で、それを国民からのカトリックかプロテスタンクかの申告数に応じて両教会に配分する。司祭や牧師は、公務員に準ずるものとして、その給与を支給する。両教会は、教育や社会福祉事業を長年にわたり実施てきて、そのためのスタッフも整つており、国としては、それを利用する方が得策だと判断するのである。この類型においては、宗教団体そのものは私的団体であるが、国は、その社会的役割の故に特別扱いをし、宗教団体の公共性に対処するのである。⁽¹⁶⁾

戦前のわが国では、神社神道に対する第一の、教派

多い。これら諸々の国家と宗教の関係のあり方と宗教の公益性の考え方には深い関係があり、国家と宗教の関係のあり方の見地から宗教の公益性の考え方の基本類型を認めることができるようと思われる。

第一の類型は、国教主義である。古くはビザンチン帝國に、近くは英國に、そして現在でもイスラム圏の多くの国々などで見られるように、特定の宗教をその国の宗教とする。ただし、国教主義の場合でも、国教以外の宗教に対する排他性の程度はさまざまであり、きわめて厳しい差別が行われる国もあれば、すこぶる寛容な国もある。いずれであつても、この類型においては、宗教団体は国家と同じくらいに公共的なものとみなされる。

第二の類型は、分離主義である。先進工業国にはこのタイプの国が少くないが、わが国のように徹底した分離主義をとなえる人々が多い国は少ない。国家は、基本的に諸宗教団体を私的自由競争にまかせ、公序良俗に反しない限り介入しないようにしようとするが、どの国にも伝統的に優勢な宗教があり、おのずから諸宗教間には優劣の差別が行われている。この類型においては、宗教

神道およびキリスト教に対しては第三の類型を、その他の宗教結社に対しては第二の類型をとつていた。そして、戦後占領下にすべての宗教に対して第二の類型をとる原則に移行したのである。戦前からの感覚は、宗教法人の役員である神職や僧侶、宗教活動にともなう金銭の出納を行う氏子や檀家に、よかれあしかれ、残存している。神職の感覚においては、祭祀の執行は、それ自体公共性を持つものであるし、僧侶の感覚においては、お布施、葬儀に伴う金銭の授受、あるいは永代供養料などは、法人収入というよりは、宗教慣習にしたがつて信者が僧侶に差し出すものにほかならない。伝統的な感覚では、僧侶のこのような社会的役割自体が、公共性をもつと認識されている。神職の執行する祭祀も、僧侶の行う法事、葬儀、埋葬などに伴う儀礼も、わが国の伝統社会においては、その統合の中心的な役割を担つてきたものであり、その意味において、公共性を有していた。

今日、日本国憲法のもとでは、「いかなる宗教団体も、國から特権を受けてはならない（二〇条一項後段）とされているため、宗教法人が宗教法人であるために税法上の

特典を受けることは許されていない、とされている。それにも拘らず宗教法人が法人税法その他の法律において特典を認められているのであるが、このことは、宗教法人は、公益法人の一種とされているため、公益法人として、公益上の理由により、税法上の特典を受けているものだと理解されている。通説によれば、この特典は、宗教法人が他の公益法人と同じ内容のものを受けているのであり、宗教的性格によって受けているものではないから、憲法に反するものではないと説明されている。しかし、公益法人に対する補助金の扱いにも目を向けると、この説明には、かなり無理がある。

補助金とは、政府、地方公共団体から、地方公共団体や私人等に対しても、産業の助成、社会公共事業の助成など行政上の目的で交付される現金的給付であり、補助金は、税法上の特典よりもなお一層積極的に、公益性を伸長するためにとられる政策的措置である。交付の根拠としては、法令に基づく場合、予算の範囲内で行政庁の裁量による場合などがある。補助金の根拠を定めた法令はきわめて多いが、関連のもののみについていくつかの例

を示してみると、学校法人法（第五条）、社会福祉事業法（第五条）、児童福祉法（第五条の二～第五条の四）、社会教育法（第四、三五条）、図書館法（第一九～二一、一二三条）、文化財保護法（第三五条）等がある。

公益法人のうち、学校法人は、その設置する私立学校の経営に充当するため、教育に支障のない限度で収益事業を営むことが認められており（学校法人法 第二六条）、また、国および地方公共団体は私立学校教育の助成のため学校法人に補助金の支出、財産の譲渡、貸付をすることができる（学校法人法 第五十九条）。ただし、この点に関する議論では、憲法の第八九条との関連で論議がある。また、社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉事業法によって設立される法人（二三）であり、公益法人の一つで、多くは財團法人の性格を持ち、事業の經營に当てるために、収益事業を営むことができるものである。収益事業以外からの収入については免税の特典が認められるとともに、国または地方公共団体は、必要に応じ助成措置をとることができるものとされてい

る。

このように、学校法人や社会福祉法人には、法律によつて助成金が支出される制度ができているのであるが、同じ公益法人であつても、またその事業が学校法人もしくは社会福祉法人が行う事業と同じような内容であつても、宗教法人が実施した場合には、補助金を給付することはできない。それは、日本国憲法第二〇条第一項が宗教団体への特権付与を禁じているからであると觀念され

ている。それにも拘らず、宗教団体が税の不課・減免という特権を受けていたことを正当化するための解釈は、宗教団体の税制上の特権は、宗教団体としてではなく、他の公益団体と同じ公益性の故であり、公益団体であることの反射的効果だとするものである。税法上の議論では、宗教法人は公益法人であるということだけで不課・減免という特権を受けていたので、宗教法人の公益性の内容については議論されてこなかったのである。

特別法による公益法人を作るという考え方、すなわち宗教法人法においては、宗教法人の公益性はどのようにとらえられているのか。宗教法人法第二一条は、宗教団体

の定義を通して、宗教法人がその精神的公益性を表現する手段は「教義をひろめ、儀式行事を行い、信者を教化育成する」にあると定めている。したがつて、これらの宗教行為をするところに宗教法人の公益性はないし公益性があることになる。

公益法人の公益事業によって、わが国の社会生活の充実をはかることができる面は、きわめて大きい。元内閣法制局長官林修三は、「……わが国の社会経済の状況からいって、公益法人の行う公益的事業の発展拡大に期待しなければならない分野は、慈善、博愛その他の社会福祉、教育、育英、学術、文化、自然的・社会的な環境保全、海外協力など、多方面にわたって広く存在しており、これらの分野については、既存の公益法人の事業を一層復興発展させるとともに、新規の民間資金を基礎とする新しい公益法人の参入を必要とする」と述べている。その上で、林は、「一部の公益法人の社会的指揮を浴びるような行為の故に、玉石ともに焼くような租税政策によつてこれに壊滅的打撃を与えるような愚をやつてはならない」と注意している。⁽¹⁷⁾ 林の言葉には、技術論的に宗教

法人の特典が合法的なのかどうかということ以上に、宗教法人の公益性を宗教法人の宗教活動そのものの検証から進めるべきこと、すなわち宗教の果してきた公益的な貢献をもう一度振り返るべきことが示唆されている。

宗教の公益性——伝統と展開

ピーター・ドラッカーは、長年にわたって、企業の経営論とともに、非営利組織すなわち公益組織の経営について、考察と運動を進めてきた。ドラッカーは、「いまも機能している最も古い非営利機関は、日本にある。奈良の古寺がそれである。創立の当初から、それらの寺は、非政府の存在であり、自治の存在であった。もちろん、『企業』でもなかつた。そして今日、日本には、かなりの数の非営利機関、つまり、美術館、病院、私立学校、そして私立大学がある。しかも非営利のある領域では、日本は世界でもっとも進んでいる、あらゆる種類の産業団体である。それらの団体は、同業の企業間、異なる産業間、そして産業界と政府間の橋渡し役を務めている。しかし、なおかつ、非営利機関は、多くの点で優れてア

ともいわれる行基（六六八～七四九）は、僧侶としてばかりでなく、社会公共事業に大きな貢献をした。行基は、何千人の信奉者を引き連れて諸国を巡遊し、寺院を建立したばかりでなく、池や堤を作り、道路を開拓し、橋梁を架設した。東大寺の大仏造営にもかかわり、聖武天皇に菩薩戒を受け、自らもわが国最初の大僧正に任せられた。行基は、カリスマ的な宗教家であつたばかりではなく、多様な方面に能力を發揮するテクノクラートとして活躍した。たとえば、「行基図」とよばれる、行基の作ったとされる日本全国の地図が残つておらず、屋根の葺き方の一形式に円瓦の一端が多端より細い場合に後の瓦の太い方で前の瓦の細い方を覆うように順々に重ねて葺く「行基葺」とよばれる瓦の葺き方があり、大阪府泉北郡からでた素焼きの「行基焼」とよばれる陶器がある。行基は、共同体のリーダーであり、公益事業の指導者としての生涯を送つたことが知られる。

平安時代の弘法大師、空海（七七四～八三五）もまた、多様な業績を残している。讃岐出身の空海は、八〇四（延暦二三）年に、遣唐使一行とともに長安にわたり、惠果

から伝法の満頂を受け、尊法、經典、法具を悉皆传授された。八〇六（大同元）年に帰朝、勅により、高雄山に住して、密教を流布、八一六（弘仁七）年には、高野山を開き、金剛峯寺を創建して、入定の地と定めた。八二三（弘仁一四）年には、朝廷から東寺を賜つて、これを鎮護国家の祈禱道場とした。空海は、一般教育にも力を注ぎ、八五五（天長五）年には、京都に綜芸種智院を設立した。詩文に長じ、能書の誉れが高く、わが国の三筆の一人とされている。涅槃經第十三聖行品の偈、「諸行無常、是生滅法、生滅滅已、寂滅為樂」の意味を読み込んで平仮名四十七字の歌に作った「色は匂へと散りぬるを、有為の世誰そ常ならむ、浅き夢見し醉ひもせず」という「いろは歌」も、弘法大師の作とされている。空海もまた、多彩なテクノクラートであった。

これらの有名な僧侶でなくとも、かつては、医者と僧侶とはおおむね同一人物の兼職であつたし、村の共同体の中で、僧侶は、相談役であった。いわば、村長のような役割を果たしていた場合も多かつた。比較的近年になつても、僧侶でありながら、学校の先生をしている人々

メリカ的な現象である。……今日、アメリカ人の成人の半数が毎週働いているセクター、つまりアメリカ社会の非営利セクターは、アメリカ人が自己充足と成果を求める職場である会社や政府機関と自分とを同一視するのに対し、アメリカ人は、自らがボランティアとして働く教会、毎週末に働くコミュニティサービス機関、アメリカの公的教育の統治機関であり、自らが委員を務め、毎週水曜日の夕方から六、七時間会合する地域の教育委員会などのなかに、個人が違いを生み出すことのできる領域と個人にとって最大の意味を持つ活動を見出している。……日本の社会にとつても、非営利機関はますます重要な二ーズや、社会的な要求や、社会的な期待が急速に高まりつつある。しかも同時に、それらの社会的挑戦を満足させるための政府の能力は、ますます限界に達しつつある。」と述べている。⁽¹⁸⁾

たしかに、わが国において、聖職者は、かつては、大きな社会的役割を担つていた。たとえば、百濟王の後裔

がたいへんに多かった。日本の聖職者の中には、共同体の中でも、その共同体の道徳律の擁護者であるとともに、社会奉仕を行い、教育や各種の技術の担い手でもあった人々が多かったのである。

神社や教会は、かつては社会の中心であったが、近代化とともに、機能分化が進み、その機能が分化してきたのである。政治的な役割は、政治家に、医療的な役割は、医師に、技術的な役割は、技術者に、教育的な役割は、教師に、引き渡された。かつて、寺や教会が担っていた幼稚教育、社会福祉、よろずの相談事その他、聖職者および寺や教会が果たしてきた多様な機能が、国や公共団体、あるいはさまざまな専門家に譲られるようになり、憲法による政教分離の規定を初め、それぞれの専門職業の要件を規定する法律などによって、世俗的に定められるようになつた。今日のわが国の法制では、宗教は、個人の場に押し込められて、宗教が本来持っていた公益的な役割は、無視されている。しかし、今や、もう一度、古人の智慧を振り返って、考え方を時がきていく。

憲法第八九条は、宗教上の組織や団体ばかりでなく、

個人的関係が優先し、必要なところに満遍なく行き渡らないと批判する向きもあるが、それは私人の善意や良識を信じない意見であり、長い目で見れば、いいかげんな教育、慈善事業は、淘汰されていくに違いない。公的な社会福祉が必ずしも優れているといえないことは、近年の社会福祉批判からも明らかである、といふのである。⁽¹⁹⁾ 宗教団体や教育、慈善事業の運営を私的な寄付とボランティアの奉仕で推進するという思想と現実があるところでは、これらの団体や事業に対して課税するという発想は、起こりえない。アメリカなど、そのような思想と現実がある国においては、これらの団体や事業に対する私的な献金に対して所得控除などの措置を講じて、献金を奨励している。

日本国憲法第八九条の起草者は、私的、自發的な献金によって、公益団体が維持され、教育、慈善、博愛の事業が運営されることを前提としていた、と考えられる。そうだとすれば、教育、慈善、博愛などの事業に補助金等を支給するよりは、宗教活動に対する寄付、献金、布施などはもとより、教育、慈善、博愛等公益事業に対する

慈善、教育、博愛の事業に対しても、公金、その他の公の財産を支出し、またはその利用に供してはならない、と定めている。この規定の立法者の発想には、宗教団体や教育、慈善、博愛の事業は、私的献金やボランティアの努力によって実施すべきだという考え方、ドックラー流にいえば、非営利組織によって実施すべきだという、アメリカ的な考え方の大いに反映していたはずである。

アメリカ的な考え方の中には、宗教、慈善、教育、博愛などの事業は、私的なボランティアでやるべきものだ、という思想がある。これらの事業は、公益事業であり、広義の社会福祉事業である。国家が税金を徴収して社会福祉事業を行うことには、阿南成一によると、二重の無駄がある。一つは、徴税や配分のための事務費や人件費の無駄である。もう一つは、納税者と被配分者の関係が間接的なためにコスト意識がなく、かえつて効率的配分がなされず、いわゆるばらまきになる恐れが高いことである。そうではなくて、私的寄付によることにすれば、寄付者と被寄付者との間に人格関係が存在し、コスト意識もはつきりする。このような見方に対して、阿南は、

る寄付や奉仕を促進することがその意図に沿う。これらを課税所得から控除することを認めるなど、公益事業を私的、自發的、奉仕的に実施する事を奨励する施策が取られて当然である。宗教法人としては、ただ宗教的な伝統保存維持と祖先崇拜の儀礼のみにその活動領域が限られるべきではない。宗教者が、公益事業の分野で幅広く活動することは、古来の伝統、先進国の習慣、福祉事業の効率性、そしてわが国の憲法の立法趣旨からいつても、奨励こそせられても、抑止せらるべきものではない。

わが国の政府が、高齢化社会を迎えて、社会福祉の負担に耐えられなくなっていることは、自明である。ドラッカーの指摘を待つまでもなく、これから社会が、より広範な公益活動を必要とすることは、ますます明らかになっている。それは、社会福祉のより効率的な運営のためでもあるが、それ以上に、これからの人間の積極的な生き方にかかる問題だからである。そして、人々の自發的な公益活動への参与を活性化することが課題となつてきている今、占領の副産物である政教分離を金科玉条と

して宗教団体の公的な活動を過度に抑止する傾向は、宗教団体を含む公益団体の本来のあり方に沿うものとは思われない。それよりも、人々の自発的な公共活動への参加を推進するため、少なくとも宗教法人への布施や学校法人への寄付を所得控除とする理念と法制の確立を念願してやまない。

註

- (1) 井上惠行「宗教法人法の基礎的研究」第一書房、梅田義彦『日本宗教制度史』百華苑
(2) 尾玉九一・有光次郎『神社行政・宗教行政』常磐書房
(3) ウィリアム・P・ウッダード『天皇と神道』(阿部美哉訳)サイマル出版会
(4) 阿部美哉『政教分離』サイマル出版会
(5) 井上、前掲書
(6) 井上、二八〇頁
(7) 四宮和夫『民法総則』弘文堂、七三一九四頁
(8) 北野弘久『納稅者の権利』岩波文庫、一四四一五〇頁
(9) 北野弘久「宗教法人への課税と政教分離問題」『ジュリスト増刊総合特集—現代人と宗教』四三四頁、北野、一二三九頁／碓井光明「宗教法人課税の現状と問題」『ジュリスト増刊総合特集—日本の税金』一二八頁、碓井、一二九頁／新井隆一「財政における憲法問題」前掲六五頁
(10) 第百十二国会、参議院予算委員会会議録第十号、昭和六十三年三月十八日(金曜日)、清水七一頁以下に再録。
(11) 第百十二国会、参議院予算委員会会議録第十五号、昭和六十三年三月二十六日(土曜日)、清水八一頁以下に再録。
(12) 第百十二国会、参議院予算委員会会議録第十五号、昭和六十三年三月二十六日(土曜日)、清水八八一八九頁に再録。
(13) 庁文宗第七八号、昭和六十三年三月三十一日、清水九四頁に再録。
(14) 清水雅人「宗教法人『非課税』問題の奇跡と展望」清水雅人編著『宗教法人と税』ジャーブラン社、一九八九年、一一五一九頁
(15) 清水、一一九一二三頁
(16) 阿南成一「宗教法人と課税」清水編、四八一五〇頁
(17) 林修三「公益法人に対する課税のあり方を考える」「税経通信」一九八五年一月号七頁
(18) ピーター・F・ドラック「非営利組織の経営」ダイヤモンド社、一九九一年、i-v頁
(19) 阿南、五四一五五頁
(あべ よしや・愛知学院大学教授)

頁／碓井、一三一頁／浅野一郎「宗教法人に対する税制をめぐる最近の国会論議」清水編所収など。

(10) 第百十二国会、参議院予算委員会会議録第十号、昭和六十三年三月十八日(金曜日)、清水七一頁以下に再録。

(11) 第百十二国会、参議院予算委員会会議録第十五号、昭和六十三年三月二十六日(土曜日)、清水八一頁以下に再録。